## ファイザー社ワクチンの接種に向けたワクチン分科会・副反応部会の議論の概要

※赤字は政省令、予防接種法に基づく厚生労働大臣の指示文書に記載する事項

## 1. 予防接種・ワクチン分科会での議論(主なもの)

- ①新型コロナワクチン接種は<u>可能な限り短期間で接種を完了できるよう取り組み</u>つつ、
  - 現時点では最長の実施期間を概ね1年間(2月中旬接種開始、<u>令和4年2月末日まで(※)</u>)とする。
    - ※ 2月末まで接種が行われた場合、接種費用の請求が3月に行われるなど、年度内に事業を完結できる最長の期間となる。
- ②予防接種の対象者を16歳以上の者と設定。
- ③接種不適当者(当日発熱等がある者は接種を見送る等)、接種要注意者(予防接種で接種後2日以内に発熱のあった者は慎重に接種可否を判断する等)について、通常の定期接種の例を参考に設定。
- ④予防接種法では新型コロナワクチン接種の対象者には、原則接種を受ける努力義務が適用される こととされているが、一部の対象者については政令で適用除外することが可能。
  - →データが少ない妊婦については、接種を受ける努力義務を適用除外する。
  - →16歳以上40歳未満の者は、重症化率は低いが発症者数は多いこと等を考慮し、努力義務を適用 する。ただし、当該者への接種が本格化する前に最新の知見に基づき再検討する。
- ⑤2回目の接種は最短で19日後、標準的には21日後とし、それ以降になってしまう場合でも速やかに 2回目を接種する。

## 2. 副反応部会での議論(主なもの)

- ①アナフィラキシー等の副反応疑い事例を報告対象とする。
- ②副反応疑い事例が報告された場合、公表と合わせて因果関係が明らかでないものが含まれており、 因果関係を明らかにするには時間が必要である旨周知する。